年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

山口国民年金 事案 475

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 10 月から 42 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年12月まで

私は、昭和 41 年に結婚したが、私の同年1月から 46 年3月までの期間に係る国民年金保険料は、提出した領収書にもあるとおり、私の義父がまとめてA銀行B支店で納付してくれた。

領収書があるにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得ができないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の義父が納付したとして、申立人から提出のあったA銀行B支店の昭和46年5月26日付け、国民年金保険料の領収証書には、「自昭和41年1月分 至昭和46年3月分、5年3か月間」及び「保険料1万4,550円」と記載されている。

この領収証書の保険料1万 4,550 円については、すべて定額保険料として積算した場合の保険料額と一致するが、昭和 44 年 3 月以前の保険料は既に時効であったため、制度上、定額保険料で納付することはできない期間であった。一方、納付した当時に実施していた第一回の特例納付による納付を併せて行ったものとして保険料額を積算した場合は、15 か月分の特例納付保険料及び 24 か月分の定額保険料の合計額に相当し、43 年 1 月から46 年 3 月までの 39 か月分が納付済みとされた社会保険庁の納付記録と一致する。

また、申立人の国民年金の加入手続の時期と当該領収証書に押印してある歳入代理店の領収印の日付がほぼ一致することから、当時、「納付書・領収証書」様式が市役所及び同各支所に常置されていたことを考慮すれば、

市町村において当該納付書作成に当たって、納付すべき保険料額の積算について瑕疵があったと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社本社における資格取得日に係る記録を昭和 20 年8月5日に、同社B工場における資格取得日に係る記録を22年2月1日に訂正し、20年8月から同年10月の標準報酬月額は200円、22年2月及び同年3月の標準報酬月額は600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 明治42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月5日から同年11月1日まで

② 昭和22年2月1日から同年4月1日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申 立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和10年3月26日から44年1月31日までの間、A株式会社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が空白となっているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A株式会社から提出された申立人に係る在職証明書及び人事稟議書(解職)の記録並びに同僚の供述により、申立人が昭和10年3月26日に同社に入社し、同社を退職した44年1月31日まで継続して勤務し(昭和20年8月5日に同社C工場から同社本社に、22年2月1日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①は、社会保険事務

所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和 20 年7月の標準報酬月額から 200 円、申立期間②は、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳の 22 年4月の標準報酬月額から、600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認でき る関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得な い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこと から、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年1月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月15日から同年2月1日まで 私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申 立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

勤務していたA株式会社C支店から同社B支店への人事異動において、 厚生年金保険に未加入期間が発生している。A株式会社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された社員名簿(経歴欄)及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和44年1月15日に同社のC支店からB支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B支店が管轄の社会保険事務所に提出した厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の 履行については、事業主が保管しているB支店の厚生年金保険被保険者資格 取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の厚生年金保険の資格 取得日が昭和 44 年2月1日として提出されていることが確認できることから、B支店が同日を厚生年金保険の資格取得日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年1月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 29 年 12 月 2 日に、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を 29 年 12 月 2 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月2日から同年12月2日まで 私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申 立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

勤務していたA株式会社(現在は、B株式会社C工場)を昭和29年10月2日に退職したこととなっているが、同年の年末に退職したと記憶しており、同社から取り寄せた厚生年金保険被保険者名簿においても退職日は私の記憶と一致しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和29年12月2日と記載されているが、社会保険庁のオンライン記録では、同年10月2日が資格喪失日となっており、記録が異なっている。

しかし、社会保険事務所が保管しているA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失の年月日のうち月部分が不鮮明で判然としないことが確認できる。

また、A株式会社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を除き資格喪失日が確認できる3人についてはオンライン記録と年月日が一致しており、同社の厚生年金保険被保険者名簿の信憑性が高いことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

事業主は、申立人が主張する昭和 29 年 12 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 29 年 10 月の標準報酬月額から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年7月1日から 33 年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B(以下「B事業所」という。)における資格取得日に係る記録を 32 年7月1日に訂正し、同年7月から 33 年5月までの標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月18日から33年6月1日まで 私は、B事業所で、昭和32年4月中旬ごろに面接を受けて採用され、 同月下旬ごろより勤務を始めたと記憶している。同年8月には、配属先の 作業に必要な特殊無線技士の資格を取得している。

私が昭和 32 年4月末ごろよりB事業所に勤務していたことは、同僚や 先輩が証言してくれるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和 33 年6月1日となっており納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立内容及 び昭和32年4月に同事業所に採用され勤務していた複数の同僚の証言により 推認できる。

しかし、当時の同僚が保管する採用通知書及び失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人

も当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和 32 年7月1日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったこ とがうかがわれる。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時 B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、取得月の厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年7月1日から33年6月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和32年7月1日とすべきところ33年6月1日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年7月から33年5月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 7 月 1 日から 33 年 1 月 4 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B(以下「B事業所」という。)における資格取得日に係る記録を 32 年 7 月 1 日に訂正し、同年 7 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月30日から33年1月4日まで

私は、B事業所で、昭和 32 年4月末日ごろに面接を受け、勤務を始めたと記憶している。研究所に配属されたあと、同所は同年9月から組織変更された。

私が昭和 32 年4月末ごろよりB事業所に勤務していたことは、元研究 所の同僚や先輩が証言してくれるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和 33 年1月4日となっており納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立内容及び昭和32年4月に同事業所に採用され勤務していた複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当時の同僚が保管する採用通知書及び失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人

も当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和 32 年7月1日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったこ とがうかがわれる。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時 B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、取得月の厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年7月1日から33年1月4日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和32年7月1日とすべきところ33年1月4日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年7月から同年12月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 7 月 1 日から 33 年 1 月 4 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B(以下「B事業所」という。)における資格取得日に係る記録を 32 年 7 月 1 日に訂正し、同年 7 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月22日から33年1月4日まで 私は、B事業所で、昭和32年4月22日に面接を受けたのち採用され、 翌日より出勤したと記憶している。研究所に配属されたあと、同年10月 に配置転換された。

私が昭和 32 年4月末ごろよりB事業所に勤務していたことは、同僚や 先輩が証言してくれるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和 33 年1月4日となっており納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立内容及 び昭和32年4月において同事業所に採用され勤務していた複数の同僚の証言 により推認できる。

しかし、同僚が保管する採用通知書及び失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人も同

事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和32年7月1日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時 B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、取得月の厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年7月1日から33年1月4日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格 取得日に係る社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和32年7月1日とすべきところ33年1月4日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年7月から同年12月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 7 月 1 日から 33 年 1 月 4 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B(以下「B事業所」という。)における資格取得日に係る記録を 32 年 7 月 1 日に訂正し、同年 7 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月22日から33年1月4日まで 私は、B事業所で、昭和32年4月22日に面接を受けたのち採用され、 翌日より出勤したと記憶している。C係の勤務に就いたあと、同年9月か ら運輸課に配属された。

私が昭和 32 年4月末ごろよりB事業所に勤務していたことは、同僚や 先輩が証言してくれるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和 33 年1月4日となっており納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立内容及 び昭和32年4月に同事業所に採用され勤務していた複数の同僚の証言により 推認できる。

しかし、当時の同僚が保管する採用通知書及び失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人

も当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和 32 年7月1日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったこ とがうかがわれる。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時 B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、取得月の厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年7月1日から33年1月4日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和32年7月1日とすべきところ33年1月4日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年7月から同年12月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B(以下「B事業所」という。)における資格取得日に係る記録を 32 年 10 月 1 日に訂正し、同年 10 月から 33 年 5 月までの標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月25日から33年6月1日まで

私は、B事業所で、昭和32年7月22日に面接を受けて採用され、同月25日から出勤したと記憶しており、この事実を裏付ける採用通知書を保管している。入社当初は、研究所に配属され、その後配置転換された。

私が昭和 32 年7月末ごろからB事業所に勤務していたことは、同僚や 先輩が証言してくれるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和 33 年 6 月 1 日となっており納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立人が所持する採用通知書及び申立内容並びに同期入社の同僚や昭和32年7月末に同事業所に勤務していた複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当時の同僚が保管する失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人も当該事業所

に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和 32 年 10 月 1 日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時 B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、取得月の厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 6 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和32年10月1日とすべきところ33年6月1日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年10月から33年5月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年10月1日から33年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B(以下「B事業所」という。)における資格取得日に係る記録を32年10月1日に訂正し、同年10月から33年5月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月25日から33年6月1日まで 私は、B事業所で、昭和32年7月25日ごろに面接を受けて採用され、 勤務を始めたと記憶している。

入社当初は、同時期に入社した同僚と共に、研究所に配属され、その後、 海水ポンプの運転保守を担当した。

私が昭和 32 年7月末ごろからB事業所に勤務していたことは、同時期に入社した同僚が保管する採用通知書の入社年月日や加鉛室の同僚の証言から確認できるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和 33 年 6 月 1 日となっており納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立内容及び同期入社の同僚や昭和32年7月末に同事業所に勤務していた複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当時の同僚が保管する失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の

日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人も当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和 32 年 10 月 1 日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時 B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、取得月の厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 10 月 1 日から 33 年 6 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格 取得日に係る社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和32年10月1日とすべきところ33年6月1日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年10月から33年5月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山口国民年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年12月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から40年12月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を 照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

中学校卒業後に美容院に住み込みで勤務し、国民年金の加入手続は自身で行った覚えは無いが、国民年金保険料は同美容院を通じて町内の集金人に納付していた記憶があり、未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、 申立人が勤務していた美容院がこれらを行ったと推測されるものの、申立期 間当時の事務担当者は既に他界しており、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持している国民年金 手帳の発行日及び社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出 簿の記録から、昭和 40 年 9 月から同年 10 月までの間にA市から払い出され、 申立人が二十歳となる 38 年 6 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取 得したものと推認できるが、別に国民年金手帳記号番号が払い出されたこと をうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、 38 年 6 月分の国民年金保険料は時効により納付できず、また、38 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付となることから、集金人に 納付したとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和 40 年4月から同年 12 月までの国民年金保険料については、申立人が所持している国民年金手帳において、同期間は検認印が押されておらず、割印の上、印紙検認台紙が切り離されていることから、国民年金保険料を納付していなかったものと推測される。

加えて、申立人は、過年度納付や特例納付の記憶は無いとしている上、申立期間当時の同僚からは、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から2年7月まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申 立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

A株式会社B工場に正社員として平成元年5月9日から同年8月1日まで勤務したこととなっているが、同工場に1年以上は勤務していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給与台帳及び雇用保険の加入記録によると、申立人は、A株式会社B工場に平成元年5月9日から同年7月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、「保管している雇用保険資格喪失確認通知書の離職日が平成元年7月31日となっており、8月分の給与台帳には申立人の氏名が無いことから、厚生年金保険の資格喪失日は同年8月1日と思われる。」と回答している上、複数の同僚は、「申立人がA株式会社B工場に勤務していたことは覚えている。」と供述し、同僚の一人は、「私が退職した平成元年7月末以降も勤務していたと思う。」との供述はあるものの、他の同僚は、

「勤務期間までは記憶していない。」と供述しており、申立人の勤務期間は判然とせず、申立期間の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人が所持する年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成元年8月1日に、配偶者の被扶養者となり、国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月2日から50年4月1日まで 私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会 したところ、支給済みとの回答を受けた。

申立期間前に勤務していた株式会社Aに係る脱退手当金は受給したが、 申立期間の株式会社Bについては、脱退手当金を受給した記憶は無く、申 立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間について、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無い上、申立期間以前の勤務期間は23か月で、当時の脱退手当金の支給要件を満たしていないことから、当該期間のみ受給したとする主張は不自然である。

また、申立期間以前の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号が、昭和 50 年 9 月 1 日に申立期間以前の厚生年金保険被保険者記号番号に重複整理された旨の記載が確認できるとともに、申立人の氏名がその重複整理がなされた同日に旧姓から新姓に氏名変更されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い、重複整理及び氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を合算して脱退手当金が支給されているところ、申立期間に係る社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間とそれ以前の期間を合

算した脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、ほかに申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。